

委員および一般からのご意見

①委員から流域委員会への意見、指摘 (2007/9/19~2007/9/25 第 62 回委員会以降)

平成 19 年 9 月 19 日開催の第 62 回委員会以降、委員からのご意見はありませんでした。

②一般からの流域委員会へのご意見 (2007/9/19~2007/9/25 第 62 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
825	自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦氏	07/9/25	「「淀川水系河川整備計画原案について」{治水・防災(猪名川)}の説明に対する疑問」が寄せられました。別紙825-1をご参照下さい。
824	(財)大阪自然環境保全協会 高田直俊氏	07/9/25	「壊滅的な水害を避けるための堤防強化に対する意見」が寄せられました。別紙824-1をご参照下さい。
823	(財)大阪自然環境保全協会 高田直俊氏	07/9/25	「猪名川河川整備への意見」が寄せられました。別紙823-1をご参照下さい。
822	佐治行雄氏	07/9/25	「川上ダムの本体工事早期着工を求める意見書」が寄せられました。別紙822-1をご参照下さい。
821	西出正敏氏	07/9/25	「川上ダムの本体工事早期着工と本川堤防の早期閉め切りについて」が寄せられました。別紙821-1をご参照下さい。
820	益倉克成氏	07/9/25	「第61回委員会での『治水・防災(猪名川)』への意見」が寄せられました。別紙820-1をご参照下さい。
819	酒井隆氏	07/9/23	「委員会庶務殿」が寄せられました。別紙819-1をご参照下さい。
818	自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦氏	07/9/23	「「淀川水系河川整備計画原案に関わる質問・意見に対する回答(一般)」に対する再質問・再意見。」が寄せられました。別紙818-1をご参照下さい。
817	山岡久和氏	07/9/22	「宇治川宇治地区及び塔の島付近の説明が不十分」が寄せられました。別紙817-1をご参照下さい。
816	山岡久和氏	07/9/22	「太閤堤の保存について」が寄せられました。別紙816-1をご参照下さい。
815	古川光彦氏	07/9/21	「意見書」が寄せられました。別紙815-1をご参照下さい。
814	自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦氏	07/9/20	「淀川水系流域委員会運営会議 御中(その2)」が寄せられました。別紙814-1をご参照下さい。
813	西山甲平氏	07/9/20	「淀川水系流域委員会について」が寄せられました。別紙813-1をご参照下さい。
812	川村直氏	07/9/20	「意見書」が寄せられました。別紙812-1をご参照下さい。
811	NPO 法人 伊賀・水と森の会 森本博氏	07/9/19	「淀川水系流域委員会 様」が寄せられました。別紙811-1をご参照下さい。
810	志岐常正氏	07/9/19	「淀川水系流域委員会 委員長 宮本博司さま」が寄せられました。別紙810-1をご参照下さい。

「淀川水系河川整備計画原案について」{治水・防災(猪名川)}の説明に対する疑問

2007年9月25日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野 隆彦

- 1) 土地利用の変化について、山地とだけしているのは余りにも意味の無い分類である。「自然林」(保水力のある林地)「自然林」(荒れたりして保水力が下がっている林地)「人工林」(手入れがされ、保水力もあると思われる林地)「人工林」(手入れもされず、保水力が落ちていると思われる林地)「人工林」(荒れて、殆んど保水力がないように見える林地)「荒地・岩石露頭地帯」、「草原」と7分類位の把握をしないと、「流出解析」においても「流出係数」の正確を期せないであろう。又『流域治水対策』の観点からしても参考にならないお粗末な資料と言われないか？(図 4)
- 2) 下流部のまとまった市街地は、流域のほぼ20%程度に見えるが、この面積、人口、資産総額を示して貰いたい。
- 3) 「猪名川流域整備計画」に基づき総合治水対策を実施しているということだが、この進捗・見通しを十分把握し、河川整備計画原案への反映を十分に行っているという具体例を全て挙げて貰いたい。
- 4) 総合治水対策における取り組みを[継続]し、となっているが、[強化]し、の間違ひではないか？今の取り組みで十分ということなのか？「猪名川流域整備計画」発足以来の「進捗状況」を時系列で詳しく説明して貰いたい。(P.5 図 9)
- 5) 無堤防区間があるという事は、元々、自然な「洪水氾濫原」として「遊水地」に使ってきた場所ではないか？猪名川流域の全てに於ける無堤防区間対象地域の名称を示されたい。(P.4 図 6、P.7 図 12) 此処を閉じて、全川において連続堤防とすることは、却って下流において「洪水ポテンシャル」を増大させるが、この「遣り方」が「上、下流のバランスになる」と言っているのか？
- 6) 狭窄部(銀橋)上流は、浸水被害が頻発しており、治水対策が必要。としているが、元々の「洪水氾濫原」であるから、特に「総合治水対策」を強化して対応すべきだと思うが、「河道内治水対策」を優先させようとしているのか、どちらか？(P.7 図 13)
- 7) 超過洪水を考える時、特に最下流の都市部における「都市型内水氾濫」の被害が甚大となる可能性が高い。どのような対策を考えているのか、詳細に示されたい。
- 8) 一庫ダムの利水容量の活用又は再開発は、利水者との協議(時間が掛かる?)や、了解を得るために多額の費用がかかるという事だが、実際に確かめたのか？詳細を示されたい。また、流域内貯留施設の設置について、どれ程の調査・検討がされているのか、その詳細も示されたい。(P.8 図 14)

壊滅的な水害を避けるための堤防強化に対する意見。

越水対策は必須

記憶にまだ新しい、足羽川、五十嵐川、刈谷田川、円山川の破堤は越水によるとされている(目撃談や地盤構成などから浸透破壊と考えられるものがあるが)。確立された技術がないので、当面の堤防強化には越水を考慮しないという言い草はなんとも無責任である。では、浸透や浸食による破堤への対策はどれほど信頼できるのか。堤体と基礎地盤の状況判断は、わずかな地盤調査からの推定であり、安全性照査の計算モデルには多くの推定や仮定、単純化が入っているので、計算結果は重要であるが、「目安」と考えるべきものである。また計画規模の洪水時は、中規模の洪水からは外挿できない「想定外」の流れを生む。特に中規模の河川では、「想定外」の流木が、現にせき上げや偏流を起こし破堤や越流の原因になっている。越水対策である堤防の表面・表層に対する防備は、直接目にできるだけ、既存の技術を工夫すれば、浸透や侵食に対する破堤対策と同程度のレベルの対応が可能である。できない(しない)ことを強調する言い訳でなく、どう工夫するかを検討すべきである。したがって、河川管理施設等構造例でいう「計画洪水位以下の水位の流れの通常的作用に対して安全な構造とする」は早急に改めるべきである。

「河川堤防設計指針」への疑問

堤防の安全性の照査に関して、耐浸透機能、耐侵食機能、耐震性能が上げられている。このうちの耐浸透機能の照査方法には地盤工学上の疑問がある。

まず、裏法のすべりに対する安全率を 1.2 以上とし、堤体と基礎地盤の性質のそれぞれに、ばらつき、あるいは推定精度に関する安全率の割り増し係数を 1.0 から 1.2 に与えている。これは現実的な方法である。

ところが、表法に対する安全率は 1.0 以上でよいとしている。安全率が限りなく 1.0 に近い時には、破堤によって水位が急速に下がるときや、潮位の低下に伴って水位が下がる時には、その影響を受ける健康な部分も場合によっては、堤体内の残留水位が災いして「計算上」すべり破壊を生じることになる。土構造物の安全率は大きくとれないが、安全率が 1.0 でも良いとするのは、明らかに危険である(性質のよくわかった鋼やコンクリートは 3 をとるのが普通)。地盤と堤体の不均質さと性質の推定精度を考慮すれば、裏法と同様に扱うべきである。

次に、基礎地盤の堤内側へのパイピングに対して、砂礫地盤では局所動水勾配が 0.5 以下になるように規定している。これは妥当な設定である。

しかし、難透水性の表層に対して、その底面での揚圧力が土層の土被り圧よりも小さければよいとしているのは、必ずしも安全性を確保したことにはならない。この条件は表層

の持ち上がり、すなわちヒービングに対する照査になるが、堤防の立地するかつての氾濫原は、きわめて不均質な砂質系の地盤が常で、土層が形を崩さずに持ち上がることは想定できない。局所的なボイリングがパイピングに発展する破壊形態を想定すべきである。また、土の種類判別とその連続性の判断も簡単ではなく、規定に盛られていない。したがって、この規定は削除し、砂質土に対する照査の考え方に一本化すべきである。

なお、「外力」の設定値が明示されていないが、河川水位の設定が計画洪水水位だとすれば、当然、これを堤防天端高まで上げるべきある。

猪名川河川整備への意見

高田直俊 (社)大阪自然環境保全協会

1. 三ヶ井井堰からの取水は、代かき期に毎秒 0.19 トン程度に規定されているが、堰をかさ上げして、通常の河川流量を全量取水している。その下流の流量は堰からのわずかな漏水と下水処理場の放流水である。明らかな過剰取水を早急に是正すべきである。
2. 猪名川では運動場が多すぎる。淀川のように、河川保全利用委員会を作って占用を制限していく方向をとるべきである。「青少年の健全な育成」をキャッチフレーズにするが、おとなの利用が大半である。また、出水時に多くの運動場の表層が流され、巨額の補修費を要している。
3. 藻川では、低水路の極端な蛇行部に運動場が設けられている。ここは治水上最も問題のある「輪中市街地」を抱えている。このような運動場の維持が治水よりも優先されることはあり得ない。さらに猪名川と藻川は背の高い中州と寄州が多く、高木化した樹木が多い。また、高水敷きを横断するような仮置き土砂が放置されている。洪水疎通に対する障害除去にあまりにも鈍感である。
4. 猪名川が合流する神崎川と左門殿川には、計画規模洪水の疎通を阻害する国道 2 号線橋梁や、JR 橋梁がある。これらの改修は当面先送りされるとしても、これらの洪水疎通阻害の程度を明らかにしておくべきである。

以上

平成19年9月20日

淀川水系流域委員会 様

伊賀市小田町134番地
佐治行雄

川上ダムの本体工事早期着工を求める意見書

私たち地域住民は、昔から度重なる大水害に苦しめられてきました。同じ年に二度も三度も地区大半の家屋が床上浸水し、壁の乾く間もなかったことを身をもって体験しています。そして二十八年災害では、致命的なダメージを受けました。

さて、過去において私どもの地域では、安政二年には二度の大水害、明治三年九月の大水害（午年の水害）と、家屋の流失、水死者も出ました。

これら過去の大水害でも深いダメージを受け、我慢の限界に達した住民らが、苦しみの中から立ち上がり、もっと高いところへ移ろうと行政に陳情を重ねた結果、現在の地、明治屋敷に城跡一万二千歩余りを譲り受け、国からわずか四千円の助成を受け、村を上げての“出合い”による集団移居を執行したのです。そして明治十年七月、四年がかりで避水移居が完了しました。

これで、家屋だけでも水害から回避できたかと思っただのもつかの間、今まで以上の河川の氾濫が起り、田畑の浸水は面積を広げ、やっとの思いで移居した住居にも襲ってきたのです。その時の私たちの祖先の気持ちを思うと、さぞや悔し涙を流したことでしょう。原因はやはり岩倉峡と青山から流れてくる雨水の氾濫による大洪水でした。

過去何年かの住民対話集会意見交換会の中で、私たちが訴えてきたように、岩倉峡が堰になり、大雨のたびに青山方面から流れてくる大量の雨水が氾濫して逆流する危険に絶えずさらされております。岩倉峡の開削ができればよいのですが、木津川下流の大阪が反対していることも承知しております。過去の国との話し合いの中で「岩倉峡の開削はできないが、青山に川上ダムを建設する事と、遊水地を作ることで、木津川上流の水量調節は可能だから、遊水地の協力をしてほしい」との呼びかけに対し、藁をもすがる思いで国の方針を受け入れ、流域周辺の4地区で250ヘクタールという広大な田畑を遊水地として協力してまいりました。

遊水地は個人の土地にもかかわらず、地役権設定で土地利用において規制があり、大きな支障をきたしていますが、その遊水地事業自体も堤防工事が遅々として進んでいないのが現状です。

今後、地水面においても利水面においても川上ダムが絶対必要です。住民の生命と財産にかかわることです。いつまでも時間をかけて、議論をされるのは疑問を感じます。流域委員会方々も水害で苦しんできた地元住民の声、実態を真摯に受け止めていただき、川上ダム本体工事早期着工のご決断を一日も早く出していただきたくお願い申し上げます。

平成19年9月20日

淀川水系流域委員会 様

伊賀市小田町67

西出 正敏

川上ダムの本体工事早期着工と本川堤防の早期閉め切りについて

私は小田地区で4町歩の田を耕作している専業農家で、その8割の田は遊水地に位置しています。農繁期には家族総出で汗をながし、お昼に周囲堤防の上にブルーシートを敷き4人の孫ともども昼食をとり一息つき今の幸せを感じています。

28年災害については多くの方から、その惨状を語られていますので皆さんご承知のとおりですが私は小学5年生だったので、その痛ましい悲しい出来事が今も脳裏にはっきりと刻まれています。そんな中で一番の思い出は約3ヶ月間、電気がつかず暗やみの、いわゆる<つし>で過ごしたことで大人になったら電力会社に勤め地域の皆さんに不安な日々をおくらせないよう明るい安心して生活できるよう自分がやらなければと決意した事です。

その後、国交省、三重県、市など精力的に復興と再発防止策を推進され、また地元も理解と協力をし、遊水地設定、周囲堤の造成と強化、本線堤防の嵩上げと強化など私たちの見えるところでの治水対策についてピッチは遅いながら着実に進行しその効果は表れていると考えます。例えば、伊勢湾台風、第2室戸台風含め大雨の事象はいく度もあり、小田町でも避難した事も何度もあり、遊水地の田畑が冠水するのは1年に6回も稲穂が見えなかった年もありましたが、人、家がながされるという事がなくなり治水対策全体が信用できさらに一層の推進をお願いしたい。

私達の見えないところでの治水対策として、川上ダムについて当該地域の皆様には関係のない下流部地域の被害軽減のために英断をもって、ご協力頂いています事を厚くお礼申し上げます。

この川上ダム建設と遊水地周辺整備については一体で推進してこそ木津川上流地域の治水対策が出来るものと考えます。小田地区含め、各遊水地区の本線堤防の閉め切りと川上ダムの本体工事の早期着工を強く求め意見とします。

以上

2007年9月25日

八尾市 益倉克成

第61回委員会での「治水・防災(猪名川)」への意見

余野川ダムに代わり、狭窄部の部分開削を優先する方針は、理解できますが、以下についての詳しい説明を希望します。

- ・ 検討対象の洪水（降雨）の選定の考え方（総合治水の対象流量との関連において）
- ・ 余野川ダムを先送りの場合には、既存の用地や施設の管理の方針決定、地元対応が急がれると考えますが、これらについての検討の方針、検討のスケジュール。

以上、よろしくお願ひ致します。

委員会庶務 殿

以下、件名質問です。

- 1 9月16日「猪名川・藻川清流復元水辺まつり」実行委員会
「猪名川・藻川で魚をとろう」交流会に参加しました。
冬柴大臣・布村局長が、早朝、来られたようですが、
都合のよい場所には顔出しされるのですな。来られた
趣旨、挨拶内容等を解る範囲でしりたい。(猪名川河川事務所河川管理者 殿)
流域委員会にも一度来られるよう要請して下さい。
- 2 上記、水辺まつりで猪名川河川事務所が河川整備計画原案を
配布し、意見やアンケートをいきなり求めていましたが専門用語や
原案の十分な説明もなくやるのは住民を小馬鹿にしています。説明を求めます。
- 3 上記、水辺まつりはイベント屋らしき者に委託されているようですが、
費用と効果、評価を説明してください。(露店が数十軒あったが補助金は出したのか)
- 4 この件について、BYネット(財)琵琶湖・淀川水質保全機構内「琵琶湖・淀川流域圏連携交流会」
と近畿地方整備局のスタンス及び河川環境管理財団及び他の団体の寄付、補助金支出について説明して
下さい。
(税金が使われていると思います)
- 5 上記、水辺まつりで原案に対する質問、意見やアンケート回収結果を公表して
下さい。また、まつりの総括結果を聞きたい。
- 6 現場「藻川」で釣り人の姿を見かけませんでした。某大学の説明では
魚等を食べるのは危険でないような説明をしていましたが整備局の見解を
知りたい。今後もモニタリングどのようにするにか。
- 7 イベント周辺の河川敷で野球等の使用は危険です。使用者に説得して下さい。
- 8 当日は、流域治水・減災や河川環境について、子供達や親に解りやすく、もっと詳しく
説明しなかったのは何故か。単なる準備不足とも思えません。説明して下さい。
- 9 河川レンジャーが来られていたが、総括をお聞きしたい。

今回は以上にします。宜しく願います。

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆

「淀川水系河川整備計画原案に関わる質問・意見に対する回答(一般)」に対する再質問・再意見。

2007年9月24日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野 隆彦

全般に渡って、質問・疑問の核心に対する真正面からの回答に成っていない。マトモに答えなければ、回答とは言えない。ここに改めて、マトモな回答を求めての再質問・再意見を行う。

最初の質問・意見、そして回答なるものは第 61 回委員会時(H19. 9. 19)配布の審議資料 1-2-2 中にあり、「番号」に対応して参照賜りたい。

番号=187

河川整備計画策定にあたっての基本的考え方が表明されているが、それは「20~30 年間の全ての整備内容を網羅的に盛り込んでいるものではなく、現時点で必要と考えるものを記述しており、社会状況の変化や新たな知見等による検討結果等をふまえて、整備内容を追加していくものとする。」「随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。」に集約されている。

ここには、却って「長期的視点で体系的に河川整備計画を考えることが出来ない」河川管理者の、「その場しのぎ」とも言える態度が見える。

例えば、ダムを整備するでしょう。この事でどれほどの自然環境破壊が起こり、巨額の税金が使われるか？「進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行う？」もう遅いのである。元のままの自然が蘇るために？！どれほどの時間が掛かると思っているのか？ダムを撤去するにも、又何 10 億と税金を追加しなければならない事を考えているのか？

改めてオーム返しではない、真摯な回答を返されたい。当初の質問の重い趣旨、哲学をよくよく吟味し、真正面からの回答を返して貰いたい。

番号=229

「ハザード・マップ」検討時の結果という事は分かったが、何故、「計画規模を大きく上回る降雨を想定したものを、「戦後最大洪水(枚方 1/60)に対応させようとする当面の河川整備計画原案の説明」中に含めるのか？特殊な意図を感じるが、あれを削除し、原案に対応した規模に基づいた降雨での検討の結果に改めるべきであるが、どうされるか？

番号=231

回答からは、特に遊水地の詳細が現時点では分かっていないのであるから、このハイドロ・グラフは示されないのではないかと暫定的な所見である、と断り書きを付けるべきではないか？

番号=232

川上ダムの諸元は原案 P.64に出ているが、それは貯留容量であり、「洪水調節量」ではない。この説明に使っているハイドロ・グラフが(5313 洪水)による「洪水調節量」を基にして出されたものであれば、詳しい流出解析(洪水追跡計算)を示して貰いたい、と言っているのである。

番号=233

回答では「別紙資料の通り」と書いているが、何の事だか分からない。ちゃんと『特定できる』表現が必要ではないか。川上ダム地点で800m³/S の調節効果があるというなら、その「検討調査報告書」と枚方地点までの「流出解析(洪水追跡計算書)」を示して貰いたい。

番号=234

「上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策」と言っているが、「バランスの定義・基準」を具体的に記述して貰いたい。その上で、元々、自然が作った「狭窄部、洪水氾濫原(遊水地)」を改変して、下流に洪水負荷を増やす事が「上下流のバランスの為にどうしても必要不可欠の河川整備」であると考えているのかどうか？その論理を明確に示して貰いたい。尚、回答では下部の記述が欠けている。

番号=235

この質問では「淀川水系の基本高水選定」に際し、確率論に於ける初歩的誤認をもって、基礎的「確率・統計学」を誤って応用しているという致命的な欠陥を指摘し、質問と全面的・根本的な再検討を求めているのである。

まず、「確率論か確率・統計学」の学問的立場から、真正面からの説明・反証をされたい。「雨量確率から流量確率を求める事において、その条件付確率(複合確率)は、その2つの確率を乗法の定理により掛け合わせた数値となる。」のである。私の検証で、「流量データからのみの17,000m³/Sの基本高水」でさえ、1/4000の確率であることが判明している。ピーク流量群の最大値を「基本高水流量」と決定しているものは、1/10,000あたりになるのではと予測している現在なのである。

近畿地方整備局様
淀川水系流域委員会様

2007. 9. 22

宇治市菟道
山岡 久和

宇治川宇治地区及び塔の島付近の説明が不十分

第57回委員会（H19.8.9）審議資料4-1-2で淀川水系流域委員会等の今後の進め方に関する河川管理者の考えが示されていますが、第61回委員会を傍聴させていただきましたところ、審議資料で示されている考えとはかけ離れた態度で、前回の流域委員会と比べても全てに対してあまりにも不誠実な内容の説明と対応であり、心配していたとおりに河川管理者の考えが大きく後退したことを実感しました。傍聴に来られたほとんどの方々もその様に感じられたのではないのでしょうか。

具体には、資料のずさんさ、各種の質問に対する不誠実な回答内容、審議中の態度と無責任な答弁等であります。これでは今まで築いてこられた信頼関係と到達点の共有が無駄になりますし、結果として審議も進みません。

河川管理者は経過を踏まえて信頼関係を取り戻してほしいものです。

さて、中央で行われていました河川整備基本方針検討小委員会でだされた淀川水系河川整備基本方針(案) H19. 7 によれば「ピーク流量を枚方において $17,500 \text{ m}^3/\text{S}$ （琵琶湖からの流出量を含む）とする。」とし、洪水調節施設による調節流量が $5,500 \text{ m}^3/\text{S}$ として河道への配分流量は $12,000 \text{ m}^3/\text{S}$ であります。淀川水系工事実施基本計画によれば、「淀川下流の計画高水流量に関しては、枚方地点において、琵琶湖からの放流量を $0 \text{ m}^3/\text{S}$ として $12,000 \text{ m}^3/\text{S}$ とする。」となっています。言い換えれば宇治川(塔の島付近)における計画洪水流量 $1,500 \text{ m}^3/\text{S}$ は過大であったこととなります。

淀川水系河川整備計画案で整備目標は「過去に流域で経験したことのある洪水に対して被害を生じさせないことを目標として、淀川本川及びその上流の各支川については、戦後最大の洪水であり、流域全体に大きな被害をもたらした昭和28年台風13号洪水を対象とし、・・・琵琶湖の水位を低下させて琵琶湖沿岸部の被害を軽減するため、後期放流対策を行う。」となっています。

宇治川は天ヶ瀬ダムの建設以降、隠元橋・観月橋付近から下流部は河床低下

が数メートルと著しく進んでおり河川の断面積は大きくなり流下能力は向上しています。

宇治川の洪水については、宇治川の $1,500 \text{ m}^3/\text{S}$ から、たとえば高瀬川、疎水、山科川、弥陀次郎川、戦川、等を引いた流量が塔の島地域の流下能力であれば整合性があることとなります。

したがって、塔の島地域の $1,500 \text{ m}^3/\text{S}$ の整備の主たる目的は、琵琶湖の後期放流のための整備であると断言出来ます。

現在の天ヶ瀬ダムからの流量配分計画では、放流量は $1,200 \text{ m}^3/\text{S}$ であり塔の島地点で $1,500 \text{ m}^3/\text{S}$ の改修を推し進めてこられましたが、**ダムから塔の島の間で $300 \text{ m}^3/\text{S}$ が増える理論的根拠がありません。**

大戸川ダムの建設は、琵琶湖の放流量増加に伴う天ヶ瀬ダムの負荷の軽減のために必要であり、天ヶ瀬ダムの再開発は、琵琶湖の放流量の確保のために必要であるのでありませんか。もちろん宇治川の治水について二次的には効果がありますが、主たる目的ではありません。

これでは琵琶湖の浸水被害の軽減のために、**宇治市民にとっては河川環境の破壊と内水排除も含めた水害の危険度が高まるだけであります。**

今後の改修にあたっては情報を開示し、住民に対しては説明責任を果たし、住民の意見を聞く場を設けて地元住民等の意見を十分反映した計画にしていたきたいと願うものであります。

近畿地方整備局様
淀川水系流域委員会様

2007. 9. 21

宇治市菟道
山岡 久和

太閤堤の保存について

先般、宇治川右岸 50K 付近において、400 年前の太閤堤と思われる大規模な護岸が発見されました。

宇治市教育委員会によると「大規模な河川堤防や護岸遺跡の類例は発見されているが造営者が確定されるのは今回が初めてである」とのことです。

帝京大学山梨文化財研究所の畑大介・保存修復研究室長は、「今回の発見遺構が、豊臣秀吉が文禄期に築造したものであるとすると、きわめて重要な発見であり、戦国時代から安土桃山時代にかけては、河川の流路を変えるような大規模河川工事が各地でおこなわれていたが、その工法については、ほとんど解明されていない。」とのコメントがされています。と新聞で報道されています。

今回の発掘調査は、京阪宇治駅西側一帯に計画された土地区画整理事業に伴うもので、弥生時代から古墳時代にかけての集落遺跡を中心とする乙方遺跡の保護のため、文化財保護法に基づいて実施されているものであります。

問題は、この場所がマンション建設の予定地であることです。すなわち保存か破壊のどちらかになるということでもあります。

近隣住民は、この地域が開発されることについては進入路が 1 本しかないために工事関係車両の通過に伴う諸問題が発生して現在、話会われています。また、完成後は新たな通過交通の問題が発生することになり近隣住民は困惑されています。

宇治市から見ればこの地域は市街化区域ではあるが堤内地の流末部になり、宇治川に現在 3 箇所樋門・樋管がありますが、今までは農地であり浸水が起こっても大きな問題にはなっていませんが、今後は市街地になることと、宇治川 1,500 m³/S 放流に伴い内水の自然流下が出来なくなります。

したがって、極めて近い将来、1,500 m³/S 放流が行われれば必ず、宇治市の費用で内水排除のための対策として排水機場設置が必要になることは宇治市に河川課があったときの結論です。(約 10 数億円位は必要になるのではないかと)

間接的には、このあたりが農地であったことにより毎年この付近で行われて

いる花火大会が影響を受けることとなります。

また、土地区画整理事業は、土地の位置を固執するものでなく交換分合・換地と減歩により事業費等を捻出して行うものであり、この場合、市街地に取り残された農地の活用と開発事業者の協同で行われています。

太閤堤の保存は、河川管理者側からしてもこの淀川の治水を語るにしても重要な工作物であると思われますし、隣接する御陵からしても住宅開発よりも太閤堤の保存と公園化が望ましいと思われます。

地元住民にとっても、ここに水防や河川レンジャー等、市民団体の活動拠点を設けて伏見港や洗堰のように宇治地域の河川に対する啓蒙・啓発の拠点にしていただければ幸いです。

このような現状であります但し用地の確保は比較的可能であります。

全国的にも数少ない一級の発見である「太閤堤の保存」を、国土交通省が中心となり関係する省庁に働きかけて取り組まれることを強く求めるものであります。

意見書

淀川水系流域委員会 様

私は、これまでから審議されています『川上ダム建設計画』に下記の理由で賛成の立場から意見を申し上げます。

平成19年9月20日

意見具申者 住所 伊賀市

氏名 古川 光彦

木津川上流域では過去から現在に至るまで多数の災害があったと聞いています。又、我々の時代（昭和28年以降）も数多くの災害がありました。そこで地域関係者及び政府関係者等により提案したのは岩倉峡の開削計画であったが下流域（大阪地区等）の災害等を考えるとこの計画が困難との国の解答でありました。その代案として川上ダム及び伊賀市（上野地区）に遊水地を作り下流域保護と共に伊賀地方の水害の軽減と合わせその立場を明確化しつつ、この目的達成のため現在に至っています。その後遊水地がほぼ完成に近づきつつありますが一方のダム計画は進展がありません。ある代表者がダムは10分の1の集水しか出来ないとあるが我々はその一部でも希望をもって見守っているのです。伊賀市以外の直接関係のない人々はあえて賛同してくれないと思いますが遊水地に又、ダム水没者の財産が有効に利用されこの事業の早期完成を期待します。

その後河川法が改正された後もまったく話は進展していません。流域住民の生命、財産は一体誰が守るのか、又、流域住民が安全で安心して生活して行くためには川上ダムと遊水地をセットとし早期建設が絶対必要であり早期完成は我々の悲願であります。今後は地球温暖化等により集中的大規模な降雨災害が身近にせまっていると思います。ダムの規模は当初計画を下廻らない様希望します。

「淀川水系流域委員会運営会議」 御中（その2）

2007年9月20日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野 隆彦

以下の事を改善するよう、並びに御協力くださるよう、21日の運営会議にて検討されんことを求めます。

- 1) 「原案」の説明資料が白黒の場合、色分けの説明事項について、明確な引き注を加えるよう河川管理者に実行させて頂きたい。これらカラーとモノクロの違いにより、傍聴者たちは大きな「情報差別」を受けています。モノクロの資料でも十分に分かるよう、編集の工夫を徹底させて頂きたい。これは「委員会審議への住民参加を保障する基礎的要件」であることを認識していただきたい。
- 2) 第2次委員会が1月30日付けの「次期委員会への申送書」を決定し、「さらに審議すべき事項」を述べています。これは勿論、今期委員会も河川管理者も尊重すべき、発足から6年を経て到達した委員会の「熱き思い」の今期委員会に託す！重き要請を表したものであります。特に今期委員の皆様が、この長き「淀川水系流域委員会に期待を寄せた流域住民と良識ある学者・専門家、そして改革の必要性、美しい川を願った河川官僚と職員たちの祈り」を受け止め、この文書をよく読んで頂きたいと思えます。
- 3) 河川管理者への質問を委員、傍聴者の皆さんが行っていますが、マトモな回答が出来ていません。更に再質問を行いますが、ここに於いてもエエ加減であれば、先送りする遣り方ではなく、徹底的に質疑・回答を続ける審議を行って貰いたいと思えます。そうでもしないと、このまま河川管理者がエエ加減？のまま突っ走りそうな予感がしています。
- 4) 説明資料に全て「委員会意見書、答申に対応している比較表示」を記述させて下さい。これがないと、これまでの委員会の意見がどう反映されているのか、どう委員会の意見と違う見解なのかが分かりません。（第61回委員会 参考資料1 NO.804「淀川水系流域委員会運営に関する提案」を参照願いたい。）これでは「キャッチ・ボール」をしようにも仕様がありません。
- 5) 「今後の委員会スケジュール」に第69回委員会が12月27日、中之島中央公会堂に予定されています。これまでの委員会の歴史を振り返りますと、ここは「委員会意見書・答申」を近畿地方整備局長に提出する儀式的な会場として設定されてきた場所であります。

現時点で考えますと、「淀川水系河川整備計画原案」の説明は過半部分にも達していず、膨大な質問・疑義を抱え、これまでの委員会意見と食い違った方向に在り、委員会や流域住民の理解を得るには抜本的な自己反省からの方向転換なくして、進む場所がありません。この状況を考えますと、「充実した審議」がある程度成立するには最低30時間、日程10日間として、来年2月結審、1ヶ月かけての河川管理者側の『原案修正』、その提示から最低10時間の審議、委員会からの『再修正案』の提示、これを受けての河川管理者の『再修正案』の提示、委員会の『最終意見書』、これに応じた『淀川水系河川整備計画』の最終決定報告となると、来年5月に至る事も当然の事と考えます。

委員会は十分な審議をする為に、初めから期限ありきのスケジュール決定を行わないよう、厳とした態度で臨んで頂きたい。

6) 流域住民との「交流会」を設定して頂きたい。委員会の多くの方は学者・専門家であり、流域住民の生活・情感から離れた処で活動されている人も多いと感じています。流域住民こそ「川との関係においての最大の当事者」であり、毎日のように触れ合っている存在なのであります。どうぞ、私たちの為の「河川整備計画策定」に向かって、意見交換しようじゃありませんか。第 64 回委員会は夕方 4 時半に終わる予定ですので、その後 3 時間位の飲食を含めた『交流会』が出来るよう、ご配慮をお願いします。

平成19年9月18日

淀川水系流域委員会 委員各位

三重県伊賀市

西山 甲 平

淀川水系流域委員会について

委員の皆様におかれては、過密スケジュールにもかかわらず何かとご多忙のなか精力的にご審議され本当にご苦労さまです。

さて、誠に僭越ですが淀川水系流域委員会の進め方について私の考えを述べさせていただきます。

河川管理者は「淀川水系河川整備計画原案」に対する説明責任があることは当然ですが、流域委員会は限られた期間に意見を出していただかなくてはなりません。とすれば、河川管理者に何もかも根掘り葉掘り説明を求めていたのでは時間が経過するのみで、目途とされている本年末までに意見が出せなくなり、前回までの流域委員会の二の舞になると思います。

委員の皆様は、学識経験者として専門的知識や、地域での体験の中で培われた知識をお持ちの方々です。したがって、原案及び説明を受けたことに対しその豊富な知識をもってご審議していただき、意義ある意見を出していただければよいのではないかと思います。

また、どれだけ審議を尽くされても、例えばA・Bダムは建設すべきだとの考えもあれば、Aダムは建設すべきだがBダムは建設すべきでないとの考えがあっても当然かも分かりません。意見は必ずまとめる必要がなく、反対または異論を併記すればよいと思います。

そして、委員会からいただいた意見、地元住民及び関係自治体の意見を聴き河川管理者が「河川整備計画」を策定することになると考えます。

淀川水系流域委員会 様

三重県伊賀市
川 村 直

意 見 書

木津川上流に位置する上野地区は、岩倉峡という狭窄部を有しているため、大雨の度に浸水被害を被ってまいりました。特に昭和28年8月の豪雨及び9月の台風13号では私たちの生命・財産に未曾有の被害を被りました。

私たちは、度重なる被害を解消するため岩倉峡の開削を幾度となく行政に対して要望し続けてまいりました。

そうした中で、昭和42年に当時の建設省が岩倉峡を開削すると下流域の堤防が脆弱であり洪水に耐えられず決壊し、人口・資産が集中している下流周辺は洪水による壊滅的な被害が出るため開削できない。その代わりに上野遊水地と川上ダムとで上野地域における治水対策をすとの約束があったので、止むを得ず地役権（遊水地）設定に同意したのであります。

しかし、地役権を設定したことにより、農地以外に用途がない土地となり、農業経営の現状を考えた場合、将来建物が建てられないなど土地の有効利用ができず、所有者を含め地域の発展を大きく阻害しています。

このような犠牲の上で進められてきた伊賀地域における治水対策である上野遊水地及び川上ダムは、大きな被害が起きるまでに一刻も早く完成をしていただくことが必要です。

淀川水系流域委員会 様

2007年9月19日

NPO 法人伊賀・水と緑の会
理事長 森本 博

記

淀川水系流域委員の皆様には、8月・9月と大変過密な日程お疲れ様です。

特に、事業中のダムについての結論は年末までに纏められるとお聞きしていますが、慎重なご審議を強く要望するものです。

私たちの会は伊賀地方の豊かな自然環境を未来に引き継ぐためには、ダム建設に固執するのではなく、新たな発想のもとで河川整備計画が策定されることを願っています。その基本となるべき淀川水系流域委員会の提言を纏めていただきたく、当会としての意見・提案を提出させていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

「環境に配慮する。住民意見を反映する。今後20～30年間の河川整備計画を策定する。」との河川法改正の趣旨を生かした淀川水系流域委員会の審議に期待しています。

伊賀地方の自然環境を考える

地域住民の思い



京都議定書

炭素排出削減量 6%のうち 3.9%（削減量の 65%）を森林の面積拡大と活性化で減らすとしている。面積拡大は現実性がなく、現時点では減るところか逆に 8%もふえており削減量は 14%となっている。

2007・09

NPO 法人 伊賀・水と緑の会

NPO法人 伊賀・水と緑の会

ふるさと再生の想い



童謡 ふるさと

うさぎおいしかのやま
こぶなつりしかのかわ
ゆめはいまもめぐりて
わすれがたきふるさと
いかにいますちちはは
つつがなきやともがき
あめにかぜにつけても
おもいいずるふるさと
こころざしをはたして
いつのひにかかえらん
やまはあおきふるさと
みずはきよきふるさと

岡野 真一

こんな“ふるさと”でありたいとの想いから
自然環境保全の活動にとりくんでいます。

淀川流域委員会の提言



自然豊かな河川環境を
保全・回復し、
子孫に残し継承して
いくことは、
我々に課せられた
重大責務である。

提 言

平成 15 年 2 月

「ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考えうるすべての実行可能で有効な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないと云うことが客観的に認められ、かつ住民団体、地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする。

環境面からの基本的考え方 平成 17 年 12 月

ダム建設は基本的に自然環境に対して明らかに負の影響をもたらす。したがって、環境の観点から考える場合、ダム建設により起こりうる環境負荷を治水あるいは利水の効果が、自然環境に及ぼす負の影響にもまして、人間生存に不可欠と認められる場合にはじめてダム建設が容認される。

伊賀燦燦



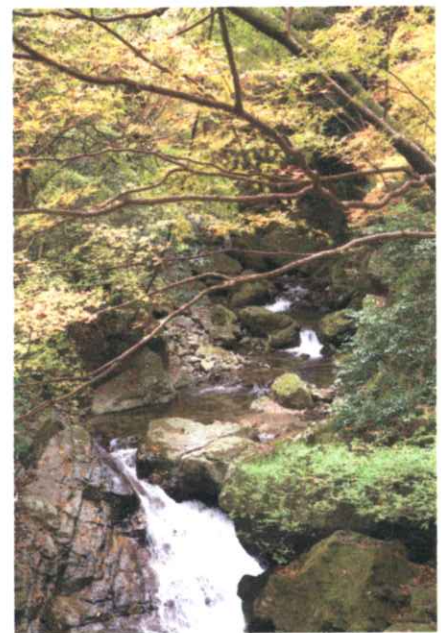
春 萌黄の里山



秋 錦秋の里山



白藤の滝



馬野溪

この美しい山河と
豊かな自然を
私たちは、
保全し回復して
未来に、
引き継がねばならない。

川上ダム計画地・周辺整備の現状



ダム計画地の伐採状況



付替県道の開削

途中までしか歩道

のない県道



付替県道工事では、発生残土 20 万 m³

樹木伐採 6 万 7 千本

年間で、およそ 3000 人が呼吸で吐き出す二酸化炭素を吸収する資源が消滅しました。ダム計画地の伐採本数は含まれていません。

河川整備計画原案について - 1

河川整備基本方針一抜粋

1. 河川の保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要であるとの認識に立って、洪水氾濫などによる災害から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように河川等の整備を図る。また、社会経済活動に基づく水利用・河川利用のみならず、流域全体として生物の生息・生育環境など自然環境を含めた淀川流域固有のバランスを持続的に保持していくことが必要であるとの認識に立って、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開する。

このような考えの下、水源から河口域まで一貫した計画に基づき、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。その際、河川整備の現状、森林など流域の状況、砂防や治山の実施状況、水害の発生状況、河川利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史・文化並びに河川環境の保全を考慮するとともに、関連地域の社会情勢の発展に即応するよう、近畿圏整備計画・中部圏開発整備計画・環境基本計画などとの調整を図る。また、土地改良事業や下水道事業などの関連事業及び既存の水利施設などの機能維持に十分配慮する。さらに、近年の傾向として、流域の年間降水量が減少し、少雨の年が多発していることや、局地的な集中豪雨が頻発していることも十分に踏まえるものとする。

また、治水・利水・環境にわたる健全な水循環・物質循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備などについて、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。

河川の維持管理にあたっては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう順応的な対応を行う。このため、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図る。また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料の経年的な変化や洪水時の河床変動の把握など流域における土砂移動に関する調査研究に取り組む。さらにこれらを踏まえ、土砂移動の連続性を確保するとともに、安定した河道の維持を図る。

また、河川管理施設の機能を確保するため、ライフサイクルコストの縮減を念頭に、既存施設の有効利用及び長寿命化のための効率的な対策を実施する。

河川整備計画原案について -2

1. 「河川管理者におかれましては河川整備基本方針」および「河川整備計画原案の策定にあたっての基本的な考え方」にもとずき記述内容については流域委員会の審議および学識者・市民と行政の意見公聴について公明正大に反映されますとともに厳正誠実に肅々と計画策定を進められんことを期待いたします。
2. 新たな委員会におかれまして前委員会からの
 - ① 次期委員会への申送書
 - ② 事業中の5ダムに関し
当面実施すべき施策についてその意志を尊重され、課題について継続して調査・検討のうえ精査されんことをお願いいたします。
3. 原案の基本的考え方の記述について、計画の具体的な施策で「実施する」と記述している施策は、本計画期間（20~30年）内で速やかに実施していくものであり・・・とされているが原案ならびに上記2項について、調査・検討のうえ精査審議された上で理解合意を得た時点から“速やか”に「実施する」と解釈し、国土交通省と委員会および社会の共通の認識として確認していただきたい。時間・期限切れを理由に一方的打ち切りによる実施に歯止めを設けておく必要があります。
4. p61 記述において、

事業の実施にあたっては、学識経験者の助言を得て、自然環境の影響を総合的に評価し適切な保全対策を検討・実施していくものとする。・・・とありますがなぜ学識経験者の助言だけなのか。

この方法は、現水機構川上ダム建設所が御用学者の同意のみで実施している オオタカ・オオサンショウウオの保護対策であって、ほん記述はこの対策を擁護するものと解釈できる。

前委員会の審議によって、不適切で即刻中止すべきとの指摘を受けており、また国交省および同建設所の自然環境調査について「ダムが自然に与える影響は軽微である」としているが前委員会はこの判断は安易すぎる。と指摘しているにもかかわらず黙殺する姿勢は国土交通省近畿地方整備局の基本方針ならびに原案の基本的考え方に相反するものとおもわれます。

河川整備計画原案について -3

治水一上野地区浸水対策一川上ダム計画

○ 原案 p61 の記述

昭和 28 年台風 13 号洪水が“再来”した場合

添付資料 川上ダムの調査検討 (とりまとめ)

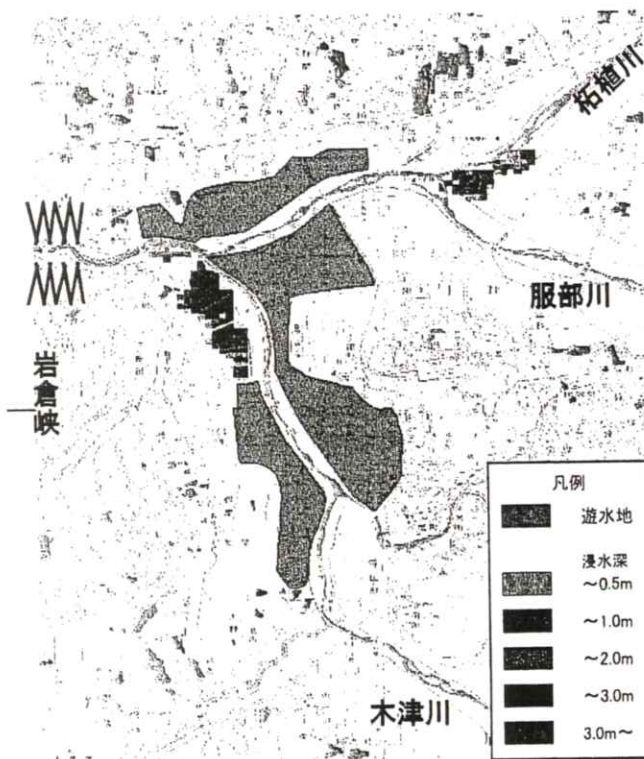
平成 17 年 7 月 21 日 p4 図 4

昭和 28 年 13 号台風実績降雨の氾濫状況

○昭和 28 年 13 号台風の実績降雨による上野地区における氾濫状況は、図 4 に示すとおりです。

上野遊水地だけでは、越流堤諸元の変更や河道掘削を行っても氾濫が起こります。

なお、越流堤延長及び高さは、総延長=4,000m (現計画 100m×4 遊水地=400m)、越流堤高 136.6m (現計画=135.0m) に変更し、河道掘削を実施した場合で、破堤は、堤防天端高-余裕高で生じる事になっています。



氾濫区域別氾濫量

柘植川氾濫区域

0 千 m³

服部川氾濫区域

0 千 m³

木津川氾濫区域

886 千 m³

氾濫量合計

886 千 m³

湛水面積 32 ha

床下浸水 0 戸

床上浸水 28 戸

合計浸水 28 戸

図 4 昭和 28 年 13 号台風実績降雨の氾濫状況

氾濫量合計 886 千 m³ 床下浸水 0 戸 床上浸水 28 戸

わずかこれだけで“川上ダム”が必要なのでしょうか！

河川整備計画原案について -4

砂防と既存ダムの長寿化について

- 原案 p61 木津川水系の既存ダムの長寿化をはかるため、水位低下を伴う堆砂掘削の実施時に必要な容量を一時的に代替できるようなダム容量を確保し、・・・・・・・・・・

- 砂防の現状

添付資料 木津川上流管内図 抜粋 平成15年3月現在源流域の砂防対策は、まずダムありきで建設され砂防は後追いで実施されています。現時点では、ダムを守るためにダム集水域に集中して実施されています。なおかつ既存ダムの堆砂は予想をこえる速さで堆積しているのが現状です。

川上ダム集水域はごくわずかしき対策されていません、さらにダム堤から源流部までの距離が短く勾配が急なため、ひとたび山塊の崩落が発生すれば瞬時にダム湖までたっします。また砂防対策のためのスペースが狭く、非常に危険な地形にあって砂防・治山対策について基本的な考え方が検討されていません。木津川上流域の砂防・治山と自然環境について総合的な検討と対策が最も優先すべきと考えます。

- 既存ダムの長寿化について、この対策どこかおかしいと思いませんか。

なぜ、一時的な措置にたいして、恒久容量として新設ダムに見込む必要があるのか、あまりにも単純な積み上げにて経費の無駄づかいとしか思われません。

堆砂を掘削搬出するにあたっては、ダムは空にしなくてはならないので利水容量分は既存ダムを借りる。ただしその容量はそのダムの洪水調整容量をあてる、当然その水系ダム群の洪水調整容量は極端に劣ることになる。

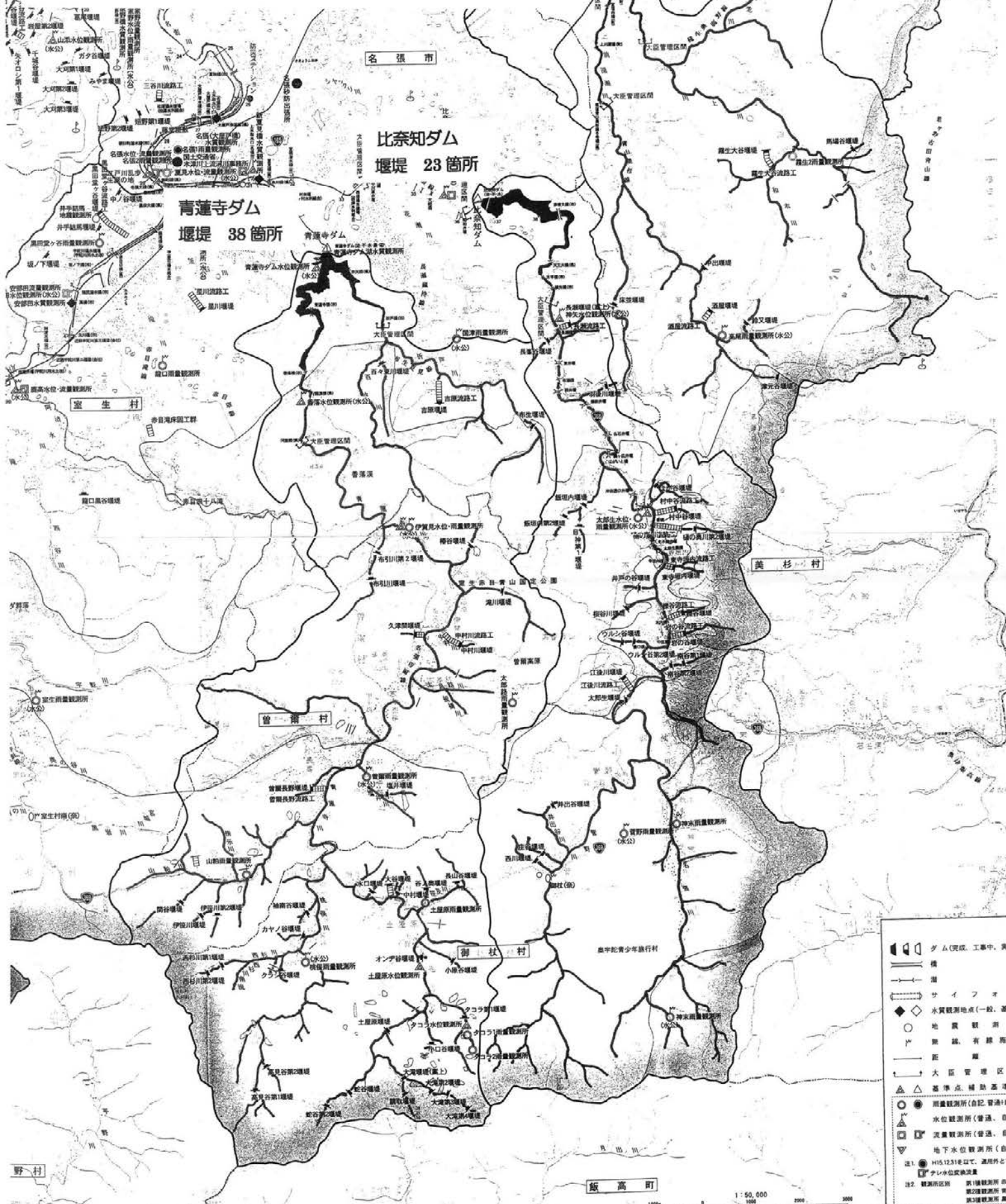
堆砂の掘削搬出は原則的に非洪水期に行なわれるのが常識である。が予期せぬ洪水出水時の対応策として洪水調整容量を確保する必要があります。その場合の緊急の措置として堆砂対策中の空ダム全容量を洪水調整容量として利用することで木津川上流水系の洪水調整機能を低下させることなく対応できます。

- 原案 p44 4.2.5 土砂 (1) 土砂移動の連続性の確保の検討
上記について、検討をする。と明記されている以上は、既存ダムの長寿化対策を恒久施設に求めるのではなく、臨機暫定の措置として対策を講ずるべきである。

木津川・源流域の砂防対策現況

木津川上流管内現況図 木津川上流河川事務所平成 15 年度版

川上ダム予定地
堰堤 7 箇所



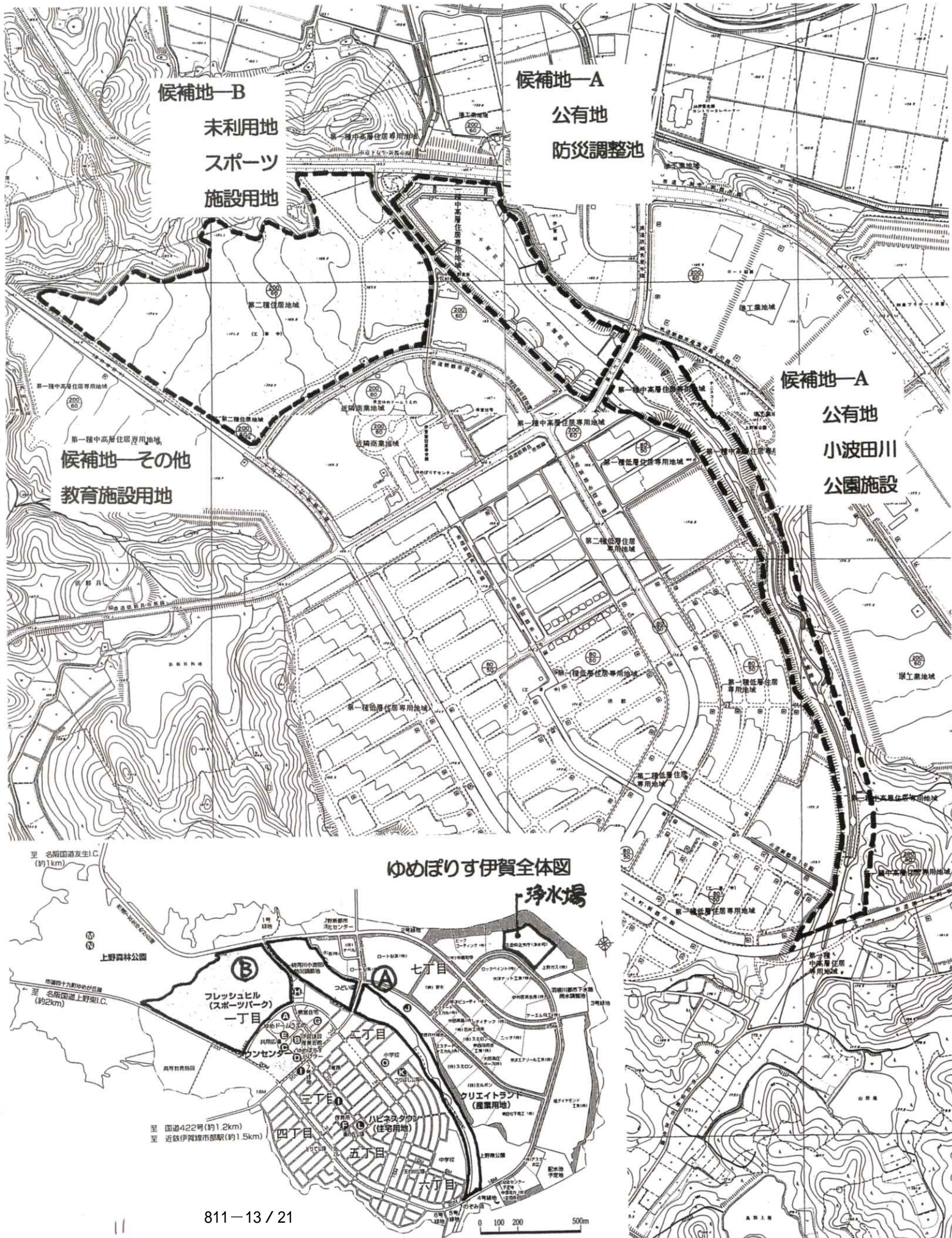
	ダム (完成、工事中、策)
	堰
	サイフォ
	水質観測地点 (一般、基)
	地震観測
	距離、有線路
	大區管理区
	雨量観測所 (自記、普通、特)
	水位観測所 (普通、自)
	流量観測所 (普通、自)
	地下水観測所 (自)
	1:50,000

河川整備計画原案についてー5

川上ダム計画ー利水代替案

- 伊賀水道用水の自己水源池保有の提案
 候補地ー上野新都市“ゆめぼりす伊賀”
 資料別紙 ゆめぼりす伊賀全体計画図・街区詳細図
 上野新都心は「住み」「働く」「学ぶ」「憩う」の複合機能を有した「人と自然と企業が調和した未来型都市の創造」を目指して開発されました。
 周辺部は森林公園や緑豊かな自然が多く小高い丘にありますが、街区には未だ広大な未利用地があります。また住宅用地と産業用地を環境保全空間として計画された、小波田川は農業排水のたまりとかし、つつみは雑草が茂り放置されていて清掃管理ができない状況にあり、計画目的の憩いとやすらぎの自然景観を提供する空間とは、ほど遠い状態にあります。
- 水源 <補助水源-渇水時対策水源> をわざわざダムに求めることは、平成 17 年度公債費率 14%の市にとって高額な事業費の負債と、さらにダムがもたらす河川環境の諸問題を長期的に負担することは、“自然と共生するうるおいのある街づくり”を目標とする行政と市民にとって重大な禍根を残します。
- よってダムに変わる“自己水源池の保有”を提案いたします。
 ゆめぼりす伊賀は、木津川取水口に近く産業用街区には水道用浄水場がまもなく完成いたします。公共用地を主体に貯水池建設が可能であり低コストで取得できます。
 - A. 小波田川・防災調整池および隣接公園施設 およそ 15ha
 水道用水確保のため貯水し水面をあげる。よって人と水とが接近することでより効果的なウォータープロムナードや水辺のふれあい公園、観察園として整備する。
 概算貯水可能容量 250 万㎡
 - B. フレッシュヒル（スポーツパーク）予定地 25ha
 広大な敷地であり海洋スポーツやプールおよびその他のスポーツとあわせて利用可能である。
 概算貯水可能容量 400 万㎡
 こうして公共が積極的に参加整備することで、街の発展を推し進め、水と緑の自然豊かな街として“ゆめぼりす伊賀”の価値を高めることができる。

候補地—ゆめぼりす伊賀の位置図





ゆめぼりす伊賀 A・つどい橋から防災調整池



ゆめぼりす伊賀 A・つどい橋から公園施設・小波田川上流



ゆめぽりす伊賀 B・フレッシュヒル（スポーツパーク）予定地



ゆめぽりす伊賀 その他の遊休地 教育施設用地

水源環境機能の整備と保持

水源保全地域の指定

● 源流域の森林状況と水源環境

資料 近畿地方整備局 川上ダム流域の植生

川上ダム流域における森林率は86.3%です。伊賀市のその他の山間地もほぼ同様の状況にあります。昨今の社会状況の森林放置、山村の過疎化、高齢化、林業の衰退などの要因で山地の荒廃が進んでいます。また当地の河川は一級河川とはいえ河川環境の管理限界からか、荒れるまま放置されているのが現状です。すでに水環境の崩壊は始まっています。

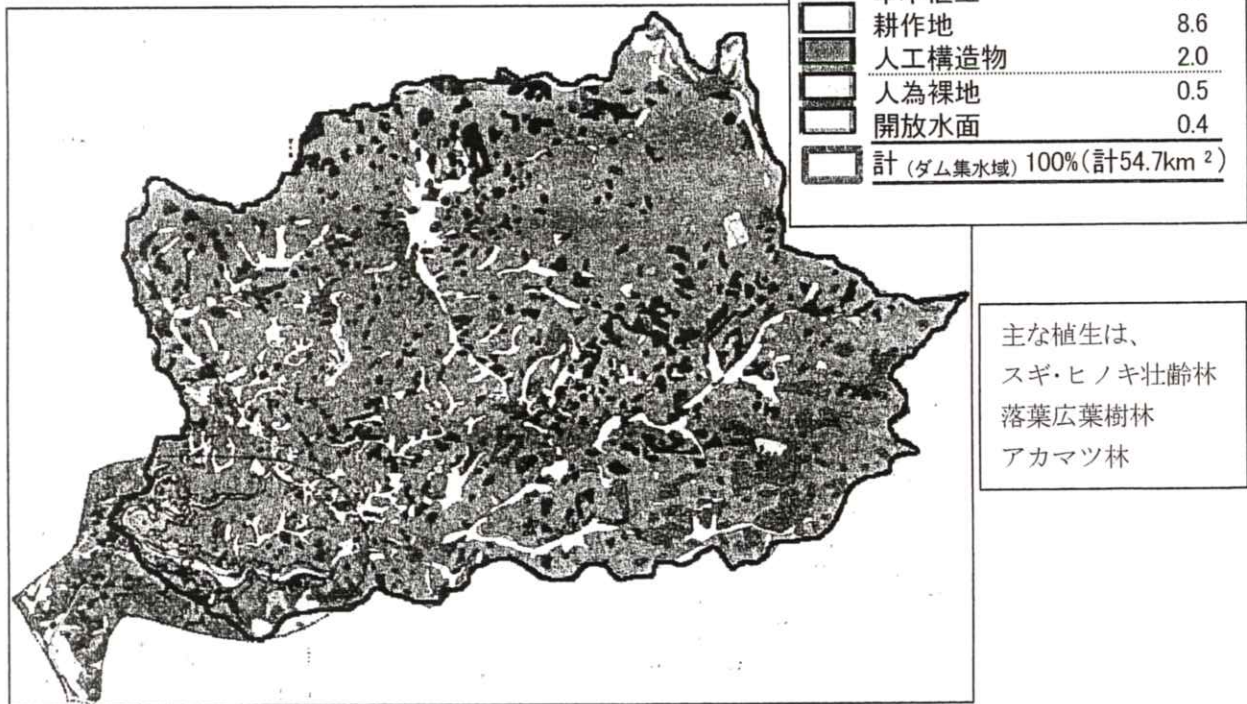


図 1.1.5 土地利用および植生図

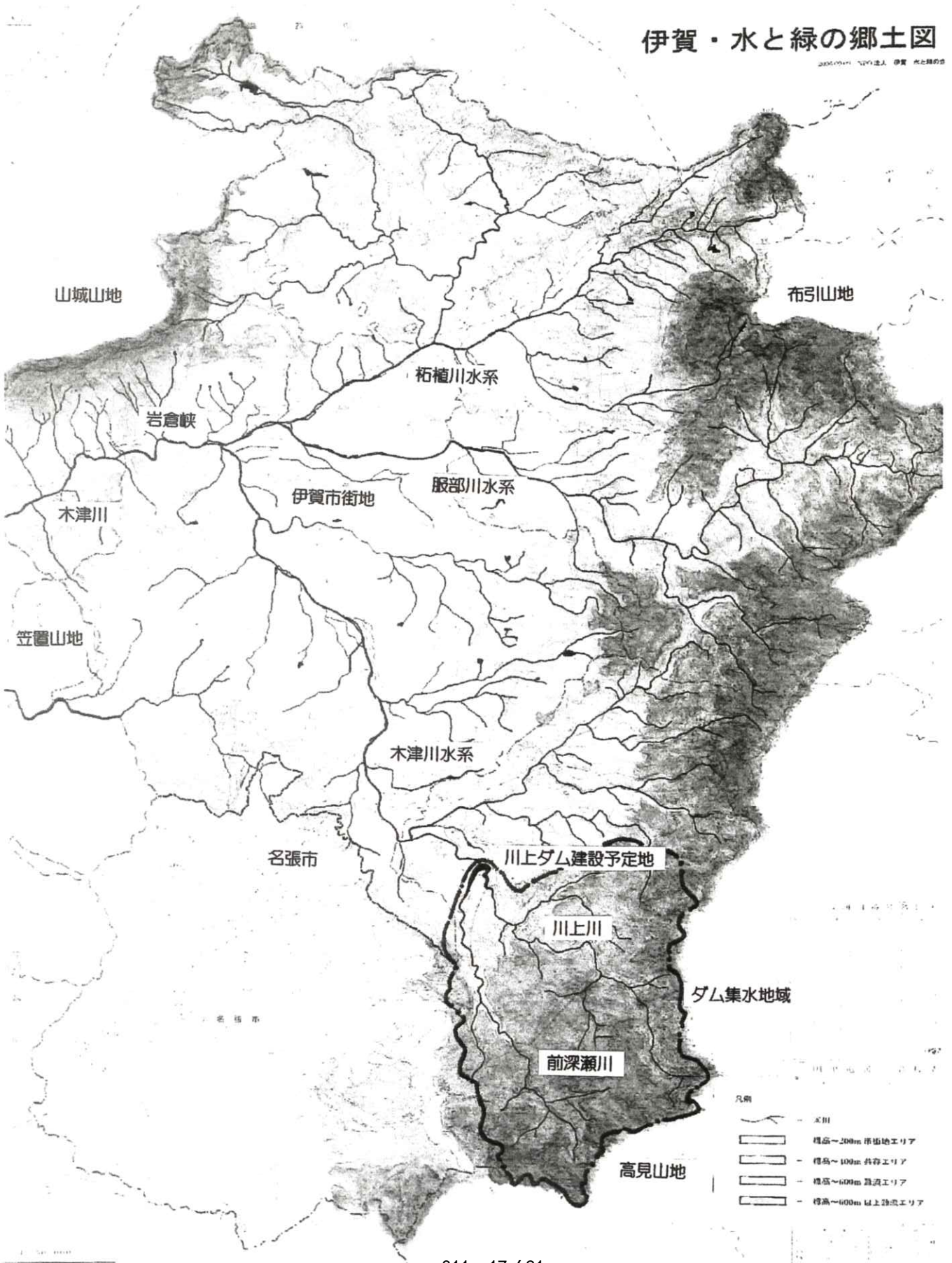
- 今こそ、山地の安定と森林のもつ透水性や保水性および水量の平準化によって、森林と水の循環機能を回復して保全維持するための、水源保全地域を指定して規制と機能の回復と保全維持の施策を講じるべきと提案いたします。

別紙 水源保全地域 指定計画図 (伊賀・水と緑の会案) 参照

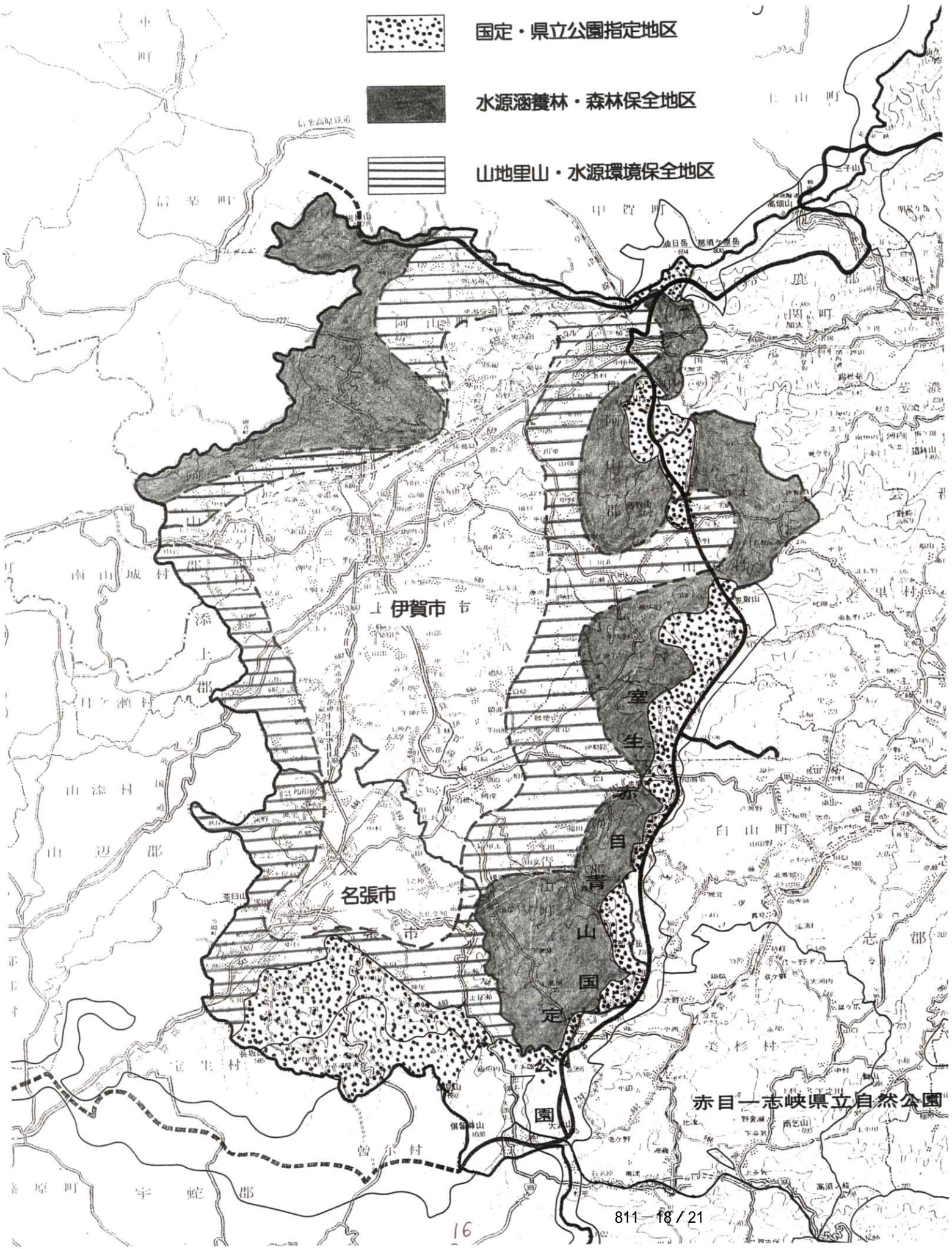
- 森林を維持することで、その多様な効用は未来永劫に、あらゆる生態系および地域のみならず地球環境的にもかけがえのない財産となります。ダムは、はたしてかけがえのない財産となりうるでしょうか。

木津川・源流域の水系

伊賀盆地は“自然の巨大な貯水池”



流域の水源地環境整備と保全 水源保全地域 指定計画図 (伊賀・水と緑の会・案)



参考事例

水源保全への取り組み

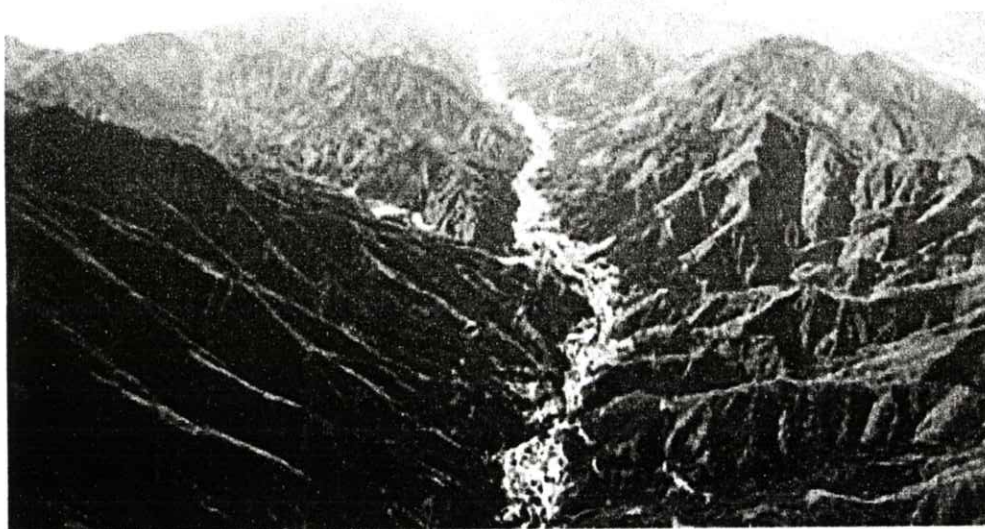
水源かん養林・道志村

1 市民の水を守る「みどりのダム」

山梨県南都留郡道志村。丹沢山塊を北側に越えたこの村に、横浜市水道局が経営する広大な水源かん養林があります。

道志村は降雨量が多く、豊かな森林に育まれたその水質はきわめて良好です。水源かん養林は、世界の船乗りたちに「赤道を越えても腐らない」と賞賛された道志川の水を私たち横浜市民に安定して送り続けるため、重要な役割を果たしてきました。

昨今、あらためて森林の持つ水源かん養機能が見直され、その保護・育成が強調されていますが、何といても、樹木の生育は数十年が1サイクル。長い年月と地味な努力を必要とします。



2 水源かん養林の現況

横浜市の水源かん養林は、山梨県南都留郡道志村に位置し、その面積は、2,873ヘクタール(横浜スタジアム約1097個分 2,873ha=28,730,000m² 横浜スタジアム=26,200m² 28,730,000/26,200=1096.56個)。これは道志村の総面積の36%にあたり、都筑区の面積とほぼ同じです。

ひのき・すぎを主とした人口林が1,032ヘクタール、もみ・つがなどの針葉林とぶななどの広葉樹の天然林が1,544ヘクタール、また、沢すじやがけ地等で植林のできない林地(除地)などが297ヘクタールになっています。

水源かん養林の約36%を占める人工林は植林後の手入れが不十分だと保水能力が低下するため、道志村の多数の方々に下刈・枝打・間伐等、森林の保育作業をお願いしています。

人工林のうち高地や奥地の条件の悪い所では、間伐・除伐を繰り返すことにより、針葉林の大木を育成するとともに広葉樹を自生させ、混交林とすること。また、地形的に条件の良い所では、多段型の複層林(年代を異にした林)とすることが、かん養林機能を向上させるうえで、最も効果的な方法と考え、平成8年4月より、第9期施業計画を実施しています。



2007年9月18日

淀川水系流域委員会

委員長 宮本博司 さま

流域委員会を見事に進めておられること、とくに傍聴者の発言、一般の意見を広く求めて検討をなさろうとしておられることに深く敬意を表します。

私の発言、意見につきましても配慮をいただき、有り難く思っております。私としては治水対策についても、環境、人と川との繋がり、維持管理などに関しても、根底的に問題とさるべき問題を指摘しているつもりです。

残念ながら、今日、19日の委員会には出席することができません。先日、一つ、質問のような意見のようなものをお送りしましたが、近く、河川環境、生態系復元、維持管理などの切り口でまとめたものを提出し、26日16:30からの委員会で質問させていただきたいと考えます。よろしくお願い申し上げます。

志岐常正